

議長 休憩を解いて再開いたします。 (10時20分)

引き続き一般質問を行います。受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を許します。登壇願います。

1 番 唐 澤 それでは、議長の許可がございましたので、質問をさせていただきます。受付番号第2号、質問議員、第1番 唐澤一代。件名、自然葬（散骨）に関する新規条例の制定について。

深刻な少子化や継承者のいない無縁墳墓、経済的理由からお墓への埋蔵という葬法への敬遠等により、自然葬（散骨）という葬法があることも広く認識され増加傾向にある。そこで、以下のことについてお伺いします。

(1) 死者の尊厳を目的とする、もしくは散骨地の周辺住民との間で生じ得るトラブルを未然に防ぐ目的として、町独自の条例という形で散骨場所やマナー等を制定する必要があると考えるが、町としてのお考えは。

(2) 条例等を制定される際には、愛犬との共生が癒しと賑わいを創出する里づくりを掲げている町として、ペットの散骨についても併せて制定するなどの取り組みも必要と考えるが、町としてのお考えは。

よろしく願いいたします。

町 長 唐澤議員の御質問に順次お答えを申し上げます。1つ目の御質問にお答えいたします。

まず、町民の方がお亡くなりになった後の一般的な手続の流れを申し上げます。町は死亡届を受理して、火葬許可証を交付いたします。お墓に遺骨を埋蔵するためには、埋葬許可証を交付しております。これは、墓地埋葬法等に関する法律に基づいて許可証を交付するものでございます。

議員がおっしゃる散骨は、火葬した遺骨を粉上に砕いて海などに

まくことで、法律では規制されておられません。遺骨そのものや粉状に砕いたものであっても、墓地以外の土地に埋めることは法律上違反となりますが、あくまでも粉状のお骨をまくだけであれば、法律の規制対象外となっております。確かに、継承者のいない方や、経済的な理由でお墓への埋葬をちゅうちょする方が増加傾向にあるようですので、散骨を希望する方が徐々に増加するであろうことが予測されます。

散骨の基準等につきましては、厚生労働省のホームページに散骨に関するガイドラインが示されており、それに基づき一般社団法人日本海洋散骨協会が独自に日本海洋散骨協会ガイドラインを策定し、粉骨の義務、散骨場所の定義義務、自然環境への配慮義務、参列者の安全確保義務、一般市民への配慮義務等について規定しておりますので、同協会の加盟事業者による散骨の実施につきましては、問題がないと考えております。既に散骨に関する条例等を制定している自治体が全国に十数件ありますが、その内容は、散骨事業者に対する規制や、住民も含めた散骨全体に対する規制があり、その手法も環境に関する条例の中で規制するものや、散骨上の経営許可に関する条例や、葬法に関する要綱、散骨事業ガイドラインで規制するものなど、規制の方法も様々であります。現在、松田町には同様な条例やガイドラインがないので、社会の変動を見据え、本町にとってどのような規制の方法がよいのか、今後、時代に沿った対応について研究を進めていきたいというふうに考えます。

次に2つ目の質問にお答えを申し上げます。ペットのみの散骨について、条例等を制定している自治体については、我々の独自の調査では見つけることができませんでしたが、ペットも含めた散骨場の経営に関して規制する条例を制定している自治体がありました。現在、本町ではペットについてもお問合せがあった際には、ペット

も供養してくださるお寺を紹介しておりますが、愛するペットが亡くなった後、飼い主が火葬し散骨をするという選択が今後も増えてくる可能性もあります。今後、ペットにつきましても、条例またはガイドラインを制定する必要性も含め、時代に沿った対応につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番 唐 澤 御回答ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

この散骨に関する条例が、全国でも何か所か自治体…すみません。この散骨に関する条例を制定されている自治体が何か所かございます。特に有名なのが北海道長沼町。こちらは、散骨のマナーが悪くて、住民トラブルと訴訟等ですか、という運動がありまして制定されたという経緯がございます。近隣では湯河原町、箱根町、御殿場、熱海市、伊東市というふうに制定されてます。それぞれ制定内容は違うんですけれども、この近隣の自治体で制定されるきっかけやいきさつが確認されてましたら、教えてください。

町 民 課 長 私のほうで確認したところは、湯河原町になるんですけれども、湯河原町は隣の熱海市で散骨の事件が起きて規制をするということを受けまして、同じ観光地として、風評被害を受けないために条例を制定したそうです。熱海市ではどうだったのかということになりますと、熱海市では海洋散骨が行われると熱海の海のイメージダウンは免れず、海水浴、鮮魚、料理などの風評被害が大きいなどの住民からの反対を受けて、海洋散骨事業ガイドラインと、あと条例のほうを制定したということでございます。以上です。

1 番 唐 澤 ありがとうございます。過去に松田町で散骨、自然葬などの希望があったかどうかというのも教えてください。

町 民 課 長 私がですね、町民課長になってからは、そういったことは確認さ

れておりませんのと、あと問合せもございませんでした。

1 番 唐 澤 分かりました。

次にですね、厚生労働省のホームページに散骨に関するガイドラインが載られているとのことなんですけれども、埋葬などに関する自治事務も、自治体に権限があると思うんですけれども、この散骨自体のガイドラインというものを印刷して、例えば窓口で説明していたりとか、こういう葬法もあるんですよというようなお話とかも、実際されているのかどうかというものを教えてください。

町 民 課 長 厚生労働省のホームページに載っております散骨に関するガイドラインにつきましては、あくまでも散骨事業者向けという形になっておりまして、町では、今、窓口でですね、散骨もできますよとかいう、そういう御案内はしておりません。以上です。

1 番 唐 澤 分かりました。湯河原町さんとか熱海市さんが制定の際に、パブリックコメントをとられていると思うんですけれども、もしそこで住民の方々の声を聞いている内容がもし確認されていたら教えてください。

町 民 課 長 申し訳ございませんが、直接パブリックコメントによる住民からの意見というのは、こちらではちょっと把握してございません。あくまでも、お聞きしたときには住民からの反対があったということだけしか聞いておりません。申し訳ございません。

1 番 唐 澤 分かりました。ちょっとこの一般質問、結構いろいろ難しくでですね、私もどこの課、担当の課なのかなとかということも結構考えて作成しました。また、この散骨に関する法律は、とても曖昧なところが多いので、曖昧がゆえのトラブルも生じたりと、やはりあります。うっかり、刑法の190条ですよ。有名なんですけど、そこに接触していたり、河川や都市公園に散骨して県等の条例ですね、それに違反してしまったりと、無知だったでは済まされないケースも起

こり得ることから、分かりやすくガイドライン等で示されることは望ましいことと思っています。

LGBTQのパートナーシップ、またファミリーシップ制度や未婚の方も増えるなど、時代とともに様々な価値観や家族の形が誕生しています。自然葬の需要は、今後も増えるであろうと予想しています。散骨を希望する場所の調査結果では、海洋や森林などの自然豊かな場所、あるいは思い出のある土地などが選ばれているとのことです。松田町もやはり森林とか自然が豊かなので選ばれる可能性もございまして、当町にはLGBTQのパートナーシップというものも制定されております。そのように時代の変化とともに、対応できるまちづくりというのを、実際に今現在行っていますので、人生の最期もこの町で幕を閉じたいというふうに、そんなふうに思ってもらえるような、人の記憶に残るようなまちづくりを引き続きお願いしたいと思います。

この散骨というか自然葬、結構お墓の問題って、御年配の方々だけの問題では結構なくて、若い世代の私たちのような世代でも結構話題に上がったりもします。というのは、お墓を、先祖代々のお墓をなかなか少子化ということもあって、あと女の子ということもあって、維持していくことが困難だったりとか、今テレワークというような働き方改革も行っていて、決して地元で一生を終えるという人も少なくなってきています。なので、従来の葬法に限らず、いろんなことを視野に入れて、自治体で検討していただきたいと思えます。

すみません、早いのですが、私の一般質問はここで終わりにしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議

長 以上で受付番号第2号、唐澤一代君の一般質問を終わります。

調整のため、少々お待ちください。